

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積りを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1 見積案件名 | 教場棟昇降機設備の保守管理委託 |
| 2 仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 見積書提出期限 | 令和8年2月20日（金） 17時00分 |

《留意事項》

1 見積合せに参加する者に必要な資格等

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先

関東管区警察学校庶務部会計課管財営繕係

〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1

電話番号 042-321-3448（直通）

m a i l kanto.RPS.kaikeika@npa.go.jp

※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。

※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いします。

※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。

3 契約の相手方及び契約金額について

提出された有効な見積書の内、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。

見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。

契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。

4 見積り合わせの結果について

契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。

見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせていただければ決定業者及び金額についてお伝えします。

5 契約書等作成の要否について

会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。
(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。
- (5) 少額調達案件には、役務も含まれます。

【見積書必須事項】

* 様式は問いません。

見 積 書

作成日の記載

宛名は、下記のとおり
(課名等の記載は不要。)

関東管区警察学校 御中

令和 * * 年 * * 月 * * 日

見積書の提出は

- ・持参
 - ・郵送
 - ・メール
- で可能です。

提出方法により
必須となるものが
異なりますので
ご注意ください。

持参・郵送の場合

(必須)
社名、代表者名、
代表社印

○○○○株式会社

社印

代表取締役

○○○○

代表者
印

東京都小平市○○町 1 - 2 - 3

TEL 03-1234-1234 (代表)

メールの場合

(必須)
社名、代表者名、
担当者氏名、連絡先

* メールの場合、押印は不要ですが、担当者の氏名、
連絡先の明記が必須となります。

○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○

東京都小平市○○町 1 - 2 - 3

TEL 03-1234-1234 (代表)

担当 ○○○○

TEL 03-1234-4321

品名	規格	数量	単価	金額
□□□□	* * *	1 個		
△△△費		1 式		
・仕様書に記載される内容に、諸経費等必要な費用を計上して記載すること。 ・別添「見積内容」等を参照にしてください。				
・見積書の枚数が複数ある場合は、前後の書面に割り印を押印。(郵送・直接) ・ " 数字を記載(例: 1/3, 2/3, 3/3) (メール)				
小計				
合計(総合計)は、消費税込みの価格でお願いします。		消費税	消費税は「円未満切り捨て」でお願いします。	
		合計		

仕様書

1 作業件名

教場棟昇降機設備の保守管理委託 1式

2 作業場所

東京都小平市喜平町2丁目5番1号
関東管区警察学校 教場棟

3 作業概要

建築基準法第8条及び「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、人事院規則10-4第32条、建築基準法第12条に基づき、昇降機設備の保守管理の委託を行う。

4 一般事項

- (1) 作業は、本仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)により発注者の指示、監督を受けて実施するほか、関係法令、基準等に定めがあるものについては、これに基づいて実施すること。
- (2) 本作業については、他の業者に再委託させてはならない。ただし、やむを得ず再委託されるときは、その再委託先の商号又は名称、契約内容、秘密保全の手段等必要な事項を記した書面を添え、発注者の許可を受けるものとする。
- (3) 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている材料、業務方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 受注者は、作業委託を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。このことは契約の満了後及び解除後においても同様とする。
- (6) 受注者は、作業の実施に先立って責任者を現場に派遣し、発注者の指示に従って連絡その他作業の実施に関する一切の事項を処理させなければならない。
- (7) 受注者は、受注後速やかに発注者の指定する書類を提出し、発注者と協議の上、安全に作業を行うこと。
- (8) 作業は、警察施設や他の施設等に支障を与えないように実施し、そのおそれがあるときはあらかじめ発注者の指示を受けること。
- (9) 受注者は、作業の実施に先立ち、各作業場所ごとの作業実施方法について発注者の承認を得ること。
- (10) 受注者は、当日の作業予定を作業実施前に、進捗状況を作業終了後に発注者に報告すること。
- (11) 作業は、仕様書等に明記されていない事項についても、その性質上、本作業の目的を達成する上で欠かせないものについては、受注者の負担において実施すること。
- (12) 作業実施中、発注者及び第三者に及ぼした傷害、既設品の損傷等は全て受注者において補償すること。
- (13) 作業時間は、原則として官庁執務時間に準じること。なお、当該執務時間以外に作業を実施する場合は、事前に発注者の承認を受けること。
- (14) 作業の着手、実施及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行うこと。
届出手續等を行うに当たり届出内容について、あらかじめ発注者に報告すること。

- (15) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等は受注者の負担とする。
- (16) 仕様書等の解釈について疑義を生じたときは、すみやかに発注者に連絡して指示を受けること。
- (17) 作業に要する機材等は、全て受注者において準備すること。
- (18) 容易に明視できない部分を作業する場合は、発注者立会いのもと実施すること。
- (19) 作業中は、発注者の指示により、学校運営等に支障が無いよう実施すること。
- (20) 作業中に発生した廃材は、全て受注者側で処分とすること。
- (21) 作業完了後、貸与した図面等については、返納すること。
- (22) ガソリン、薬品等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について、関係法令の定めるところに従い、処置すること。
- (23) 受注者は、作業実施に当たり適切な安全対策を施し、事故の無いように安全管理に万全の注意を払うこと。また、校内及び周辺道路の通行者及び車両等に十分注意し、通行人の安全確保等措置をした上で作業を行うこと。
- (24) 本作業実施にあたり、道路並びに道路付属物及び占用物件等に損傷を与えないよう注意すること。
- (25) 本作業における労働災害に適用する保険については、受注者が負担する保険とする。
- (26) 天災発生等緊急事態が発生した場合には、発注者の指示に従い、適切な対応をすること。また、事故発生時及び作業場所近隣の住民等から苦情・意見等があった場合は速やかに発注者へ報告するとともに、受注者として誠実な対応をすること。
- (27) 本作業に及ぼす事故等が発生した場合には、応急措置及び二次災害防止措置を講じるとともに発生の原因及び経過、事故による損害等の内容について直ちに発注者に報告すること。

特記仕様書

1 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 勤務員の資格等

- (1) 業務内容に精通した専門技術者を派遣して、昇降機装置全般を点検し、装置の性能を維持し、かつ安全な状態に保つよう適切な保守管理を行うものとする。
- (2) 専門技術者は、国土交通大臣が定める「昇降機等検査員資格者」とし、その資格を証明する資料（免許証の写し等）を提出すること。
- (3) 専門技術者を雇用し配置する際には、労働条件等において、労働基準法、最低賃金法、雇用保険法、その他関係諸法規を遵守し、労働管理について細心の注意を払うこと。

3 対象設備

- (1) 乗用昇降機1・2号機(KE-PE) 2台
- (2) その他(性能等は別紙1「設置機器内容」を参照すること。)
 - ア 地震時管制運転装置 2台
 - イ 火災時管制運転装置 2台
 - ウ 停電時最寄階着床装置 2台
 - エ 遮煙扉(5箇所) 2台

4 実施要領

- (1) 上記昇降機のPOGメンテナンスを月1回行う。また、建築基準法第12条に基づき、3月に定期検査を別紙2「検査結果表」の項目により行う。
なお、通常・定期点検のほか必要に応じて専門技術者における臨時点検ができるものとする。
- (2) 遠隔監視装置を取付し、24時間監視を行う。
- (3) 故障発生の場合は、発注者からの連絡により専門技術者を原則1時間以内に派遣して保守及び修理を行う。また、受注者は、故障時に派遣できる複数以上の専門技術者の確保を図ることとする。
復旧に1時間以上要する場合には、発注者に報告し指示を受ける。

5 成果物の提出

作業の都度、毎月末までに点検結果報告書を発注者宛に1部提出すること。
点検結果報告書は、点検内容の記載のほか、写真の添付等により可能な限り具体的に作業結果を記載すること。
また、遠隔監視において、異常の兆候を把握した時は、処置内容に所見を加えた報告

書を作成し、提出すること。

6 その他

- (1) 故障時の緊急事態に備え適切な処置が行えるよう、24時間専門技術者が待機していなければならない。
- (2) 遠隔監視装置における運行データを分析し、異常に至る変調段階で適切な処置が行えるよう、24時間監視することとし、異常を発見の際は、発注者に連絡のうえ、専門技術者を派遣し適切な処置を行うこと。
また、異常の場合、昇降機内のインターфонと監視センターで直接会話することができるのこととする。
遠隔監視・設置にかかる費用については、すべて受注者側で負担する。
- (3) 昇降機の維持管理に関する助言の求めに対しては、適切な技術的助言を行なうこと。
- (4) 昇降機に事故や重大な不具合が発生した場合において、作成する特定行政庁への報告に際し、保守点検業者の立場で必要な協力を行なうこと。
- (5) 図面については別紙3を参照すること。

設置機器内容

教場棟

乗用昇降機 1・2号機 2台

製造 三菱電機株式会社 機種KE-PE

機械番号：E T 086201 1台 機能：積載量900kg 速度60m/m 5ヶ所停止

機械番号：E T 086202 1台 機能：積載量900kg 速度60m/m 5ヶ所停止

用途	乗用
制御方式	交流 インバータ ギヤード
操作方式	群乗合全自動方式(2台)
積載質量	900kg 最大定員13名
速度	60m/m in
動力電源	A C - 3φ 200V 50Hz
巻上機・電動機	交流トラクションロープ歯車式 11kW
ソナ車	(径) 700mm
ロープ	(径) 12.5mm × 3本 2:1 ローピング
停止箇所	1～5階 計5箇所
レール	カゴ側 T形鋼 公称18キロ オモリ側 T形鋼 公称13キロ
カゴ内法	間口 1600mm × 奥行 1350mm
出入口	間口 900mm × 高さ 2100mm
戸形式	二枚戸 両引き
戸閉方式	電動式
緩衝器	油圧式
地震時管制運転	有
火災時管制運転	有
かご室壁	鋼板塗装仕上
かご室天井	鋼板塗装仕上
かご室床	3ミリ厚ラバータイル
三方枠	1階：ステンレスヘアーライン仕上 2階～5階：鋼板塗装仕上
乗場戸	1階：ステンレスエッティング仕上 2階～5階：鋼板塗装仕上
付加仕様	同時通話式インターホン（本館1階当直室） 停電時最寄階着床装置

主索又は鎖で吊るエレベーター

検査結果表

(第1第1項第1号に規定する昇降機)

[機械室あり・機械室なし]

当該検査に 関与した 検査者			氏名	検査者番号
	代表となる検査者			
	その他の検査者			

番号	検査項目	昇降機番号			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重 点検	要是正 既存 不適格	
1	機械室(機械室を有しないエレベーターにあっては、共通)				
(1)	機械室への通路及び出入口の戸				
(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等				
(3)	機械室の床の貫通部				
(4)	救出装置				
(5)	開閉器及び遮断器				
(6)	接触器、继電器及び運転制御用基板	電動機主回路接触器の主接点 主接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日		
	制御器	ブレーキ用接触器の接点 接点を目視により確認 フェールセーフ設計 (該当する・該当しない) 交換基準 イ. 製造者が指定する交換基準 () ロ. やむを得ない事情により、 検査者が設定する交換基準 ()	適・否・確認不可 最終交換日 年 月 日		
(7)	ヒューズ				
(8)		絶縁 電動発電機の回路(300V以下・300V超) 電動機の回路(300V以下・300V超) 制御器等の回路の300Vを超える回路 制御器等の回路の150Vを超え300V以下の回路 制御器等の回路の150V以下の回路	MΩ	MΩ	
(9)	接地			MΩ	
(10)	階床選択機			MΩ	
(11)	減速歯車			MΩ	
(12)	巻上機	綱車と主索のかかり イ. 製造者が指定する要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定 する要是正となる基準値 (mm) ハ. 綱車と主索の滑り等により判定 複数の溝間の摩耗差の状況	mm 適・否 適・否	mm 適・否	

建築物等の名称:

登録番号

番号	検査項目			検査結果			担当 検査者 番号
				指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存 不適格	
(13)		軸受					
			しゅう動面への油の付着の状況	適・否			
			保持力 イ. ブレーキをかけた状態において、トルクレンチにより確認 ロ. ブレーキをかけた状態において、電動機にトルクをかけ確認 ハ. かごに荷重を加え、かごの位置を確認	適・否			
			パッドの厚さ イ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ロ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)	右 左	mm mm		
(14)	巻上機	ブレーキ	ブランジャーストローク イ. 構造上対象外 ロ. 製造者が指定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm) ハ. やむを得ない事情により、検査者が設定する 要重点点検となる基準値 (mm) 要是正となる基準値 (mm)			mm	
(15)	そらせ車						
(16)	電動機						
(17)	電動発電機						
(18)	駆動装置等の耐震対策						
(19)	速度 定格速度 (m/min)		上昇 下降	m/min m/min			
2	共通						
(1)	かご側 調速機	過速スイッチの作動速度 (定格速度の %) キャッチの作動速度 (定格速度の %)		m/min m/min			
(2)	釣合おもり 側調速機	キャッチの作動速度(かご側キャッチの作動速度の %)		m/min			

建築物等の名称: _____

登録番号 _____

番号	検査項目				検査結果			担当 検査者 番号
					指摘 なし	要重点 点検	要是正	
(3)	(3) 主索又は鎖	主索	径の状況		%			
			最も摩耗した主索の番号()					
			直径(mm) 未摩耗直径(mm)					
			素線切れ	1よりピッチ内の素線 切れ数	本			
			最も摩損した主索の番号()	1構成より1ピッチ内 の最大の素線切れ 数	本			
		鎖	該当する素線切れ判定基準()					
			素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超・70%以下					
			錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし)	%				
			谷部が赤錆色に見える主索の番号()	1構成よりピッチ内 の最大の素線切れ 数	本			
			直径(mm) 未摩耗直径(mm)					
			該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準()					
			主索本数(本)					
			要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
			摩耗 最も摩耗した鎖の番号()	伸び	%			
			測定長さ(mm) 基準長さ(mm)					
			鎖本数(本)					
			要重点点検の主索の番号() 要是正の主索の番号()					
(4)	主索又は鎖の張り							
(5)	主索又は鎖及び調速機ロープの取付部							
(6)	主索又は鎖の緩み検出装置							
(7)	主索又は鎖の巻過ぎ検出装置							
(8)	はかり装置							
(9)	戸開走行保護装置							
(10)	地震時等管制運転装置							
(11)	降下防止装置							
(12)	換気設備等							
(13)	制御盤扉							
3	かご室							
(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床							
(2)	かごの戸及び敷居							
(3)	かごの戸のスイッチ							
(4)	床合わせ補正装置及び着床装置							
(5)	車止め、光電装置等							
(6)	かご操作盤及び表示器							
(7)	操縦機							
(8)	外部への連絡装置							
(9)	かご内の停止スイッチ							
(10)	用途、積載量及び最大定員の標識							
(11)	かごの照明装置							
(12)	停電灯装置							
(13)	かごの床先							

建築物等の名称:

登録番号

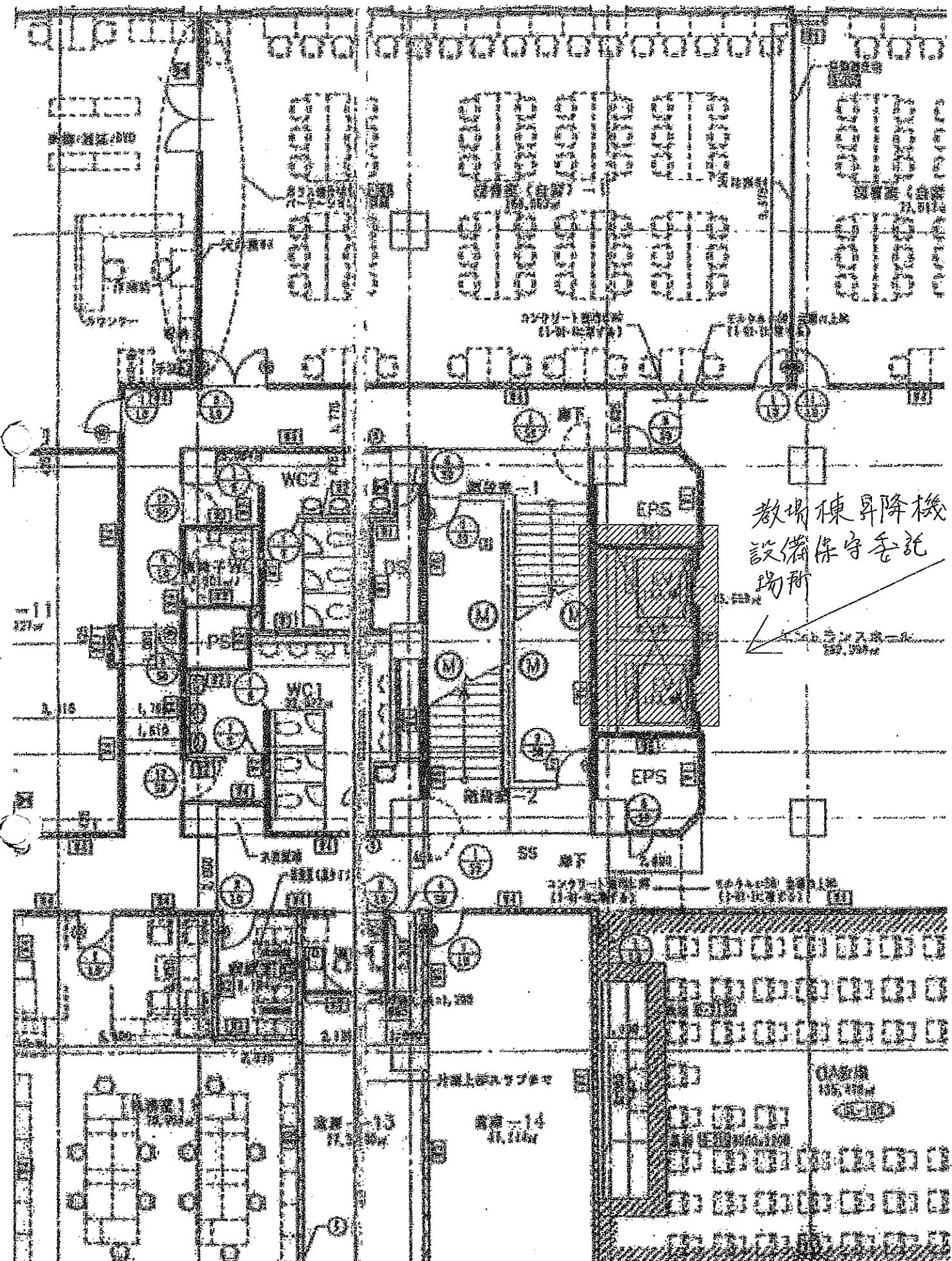
番号	検査項目	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要重点 点検	要是正 既存 不適格	
4	かご上				
(1)	かご上の停止スイッチ				
(2)	頂部安全距離確保スイッチ				
(3)	上部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ				
(4)	上部緩衝器又は上部緩衝材				
(5)	頂部綱車				
(6)	調速機ロープ	径の状況 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 素線切れ 該当する素線切れ判定基準 () 素線切れが生じた部分の断面積の割合 70%超 70%以下 錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分 (あり・なし) 直径(mm) 未摩耗直径(mm) % 該当する錆及び錆びた摩耗粉判定基準 ()			
(7)	かごの非常救出口				
(8)	かごのガイドシャー等				
(9)	かご吊り車				
(10)	ガイドレール及びレールブラケット				
(11)	施錠装置				
(12)	昇降路における壁又は扉				
(13)	乗り場の戸及び敷居				
(14)	昇降路内の耐震対策				
(15)	移動ケーブル及び取付部				
(16)	釣合おもりの各部				
(17)	釣合おもり非常止め装置	形式 早ぎき式 次第ぎき式 スラックロープ式 作動の状況 イ. 無載積の状況において非常止め作動時にブレーキを開放して確認 ロ. 非常止め作動時に綱車が空転することを確認又は空転検知を示す 発光ダイオード、信号等により確認 ハ. 非常止め作動時にかごを持ち上げ、主索の緩みを確認 ニ. スラック式にあっては、主索又は鎖を緩めた後に釣合いおもりが動かず、主索又は鎖が緩んだままであることを確認			
(18)	釣合おもりの吊り車				
(19)	かごの戸の開閉機構				
(20)	かごの枠				
5	乗り場				
(1)	押しボタン等及び表示器				
(2)	非常解錠装置				
(3)	乗り場の戸の遮煙構造				
(4)	昇降路の壁又は扉の一部を有しない部分の構造				
(5)	制御盤扉				
6	ピット				
(1)	保守用停止スイッチ				
(2)	底部安全距離確保スイッチ				
(3)	下部ファイナルリミットスイッチ及びリミット(強制停止)スイッチ				
(4)	緩衝器又は緩衝材	型式 ばね式 油入式 緩衝材 劣化の状況 適・否 作動の状況 (油入式のものに限る。) 適・否 油量の状況 (油入式のものに限る。) 適・否			

建築物等の名称:

登録番号

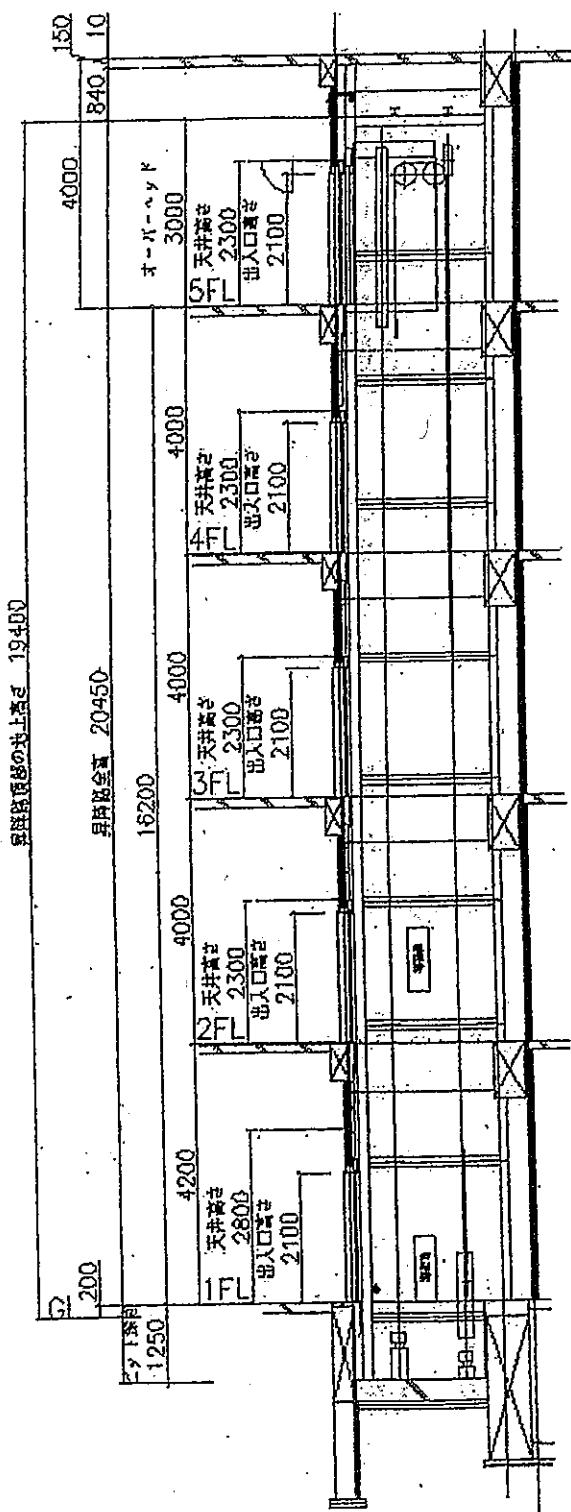
建築物等の名称:

登錄番号

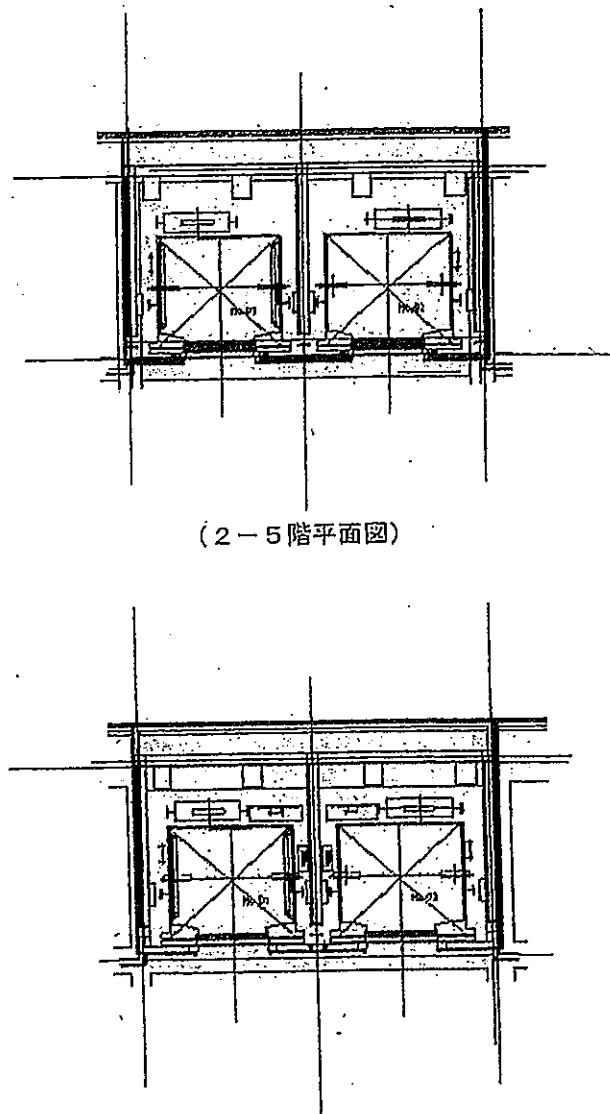


教場棟昇降機設備の保守管理
委託

各階平面図・昇降路断面図



昇降路断面図



(1階平面図)